

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成20年2月25日
告示第47号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、古河市公共交通活性化会議(以下「活性化会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 活性化会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関すること。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 活性化法第5条に規定する地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 活性化会議の委員(以下「委員」という。)は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市長及び市長が指名する市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 活性化会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第 7 条 活性化会議は、第 2 条各号に規定する協議事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第 8 条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 9 条 活性化会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第 1 0 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年 2 月25日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後初めて任命又は委嘱する委員の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず、平成22年 3 月31日までとする。